

しまね保育実習等旅費支援事業募集要項

1 目的

しまね保育実習等旅費支援事業は、島根県外の保育士養成施設の学生が、島根県内の保育所等において保育実習や就業体験、ボランティアを行う際の旅費を助成する事業です。

実習等を通じて、県内の保育所や子どもたちの様子を知っていただき、島根県内での就職のきっかけとしていただくことを目的としています。

なお、この事業は、「ふるさと島根寄附金」を活用して実施しています。

2 応募資格

島根県外の保育士養成施設（※1）に在学し、島根県内の保育所等（※2）で保育実習や就業体験、ボランティアを行う学生

※1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6の規定に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設

※2 保育所、認定こども園及び地域型保育事業所

3 助成内容・助成金額

島根県内の保育所等で保育実習や就業体験、ボランティアを行う際の旅費について助成します。助成金の額は別表のとおりです。

4 募集期間

令和3年4月15日から令和4年3月2日までとします（当日消印有効）。

なお、応募状況によっては早めに募集を締め切る場合があります。

5 申請方法

助成を希望する方は、次の必要書類を「8提出先・お問合せ先」まで郵送にてご提出ください。

提出期限は、保育実習や就業体験、ボランティアの実施終了日以降、1ヶ月以内としますので、期限内にご提出ください。

(1) 助成申請書兼請求書（別記様式）

※ 一部実習先保育所等で記載いただく部分がありますので、実習先の保育所等に記載をご依頼ください。

(2) 保育士養成施設に在学していることがわかる書類（学生証の写し、在学証明書等）

6 助成の決定・助成金の支払い

申請書の提出後、助成が決定した方については助成決定通知をお送りします。

助成決定通知の送付後、請求書に記載いただいた振込先に助成金を振り込みます。

7 留意事項

(1) 旅費について

旅費について、他の補助金の交付を受けている場合や学生本人ではなく保育士養成施設や実習先保育所等が負担している場合は、本助成金の対象とはなりません。

また、令和3年度中に本助成を受けられる回数については、お一人様1回までとします。

(2) 求職登録について

卒業年次が令和3年度の学生の皆様には、島根県福祉人材センターが就職の支援を行います。島根県福祉人材センターの求職登録を行っていない学生の方は、求職登録をお願いします。助成決定通知と一緒に「求職登録票」を送付いたしますので、ご記入いただき、返信用封筒にてご返送ください。

(3) 保育実習等の後のアンケートについて

保育実習等の状況や感想及び就職状況を伺うため、実習終了後に簡単なアンケート等を行うことがございますので、ご了承ください。

8 提出先・お問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 法人支援部人材確保係

(島根県福祉人材センター)

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ2階

TEL：0852-32-5957 FAX：0852-32-5956

Email：jinzai@fukushi-shimane.or.jp

H P：https://www.shimane-fjc.com/

※上記ホームページより、申請様式がダウンロードできます。

別表（助成金額）

保育士養成施設の 所在する府県		実習先保育所等の所在地		
		県東部地区 （※1）	県西部地区 （※2）	隠岐地区 （※3）
近畿地区	和歌山県	15,200	20,400	18,700
	奈良県	15,200	18,500	19,500
	滋賀県	14,700	19,300	19,000
	京都府	14,700	19,300	19,000
	大阪府	13,200	18,600	16,100
	兵庫県	12,300	18,200	15,000
中国地区	鳥取県	6,900	9,600	9,100
	岡山県	8,300	14,800	11,200
	広島県	6,100	5,200	15,300
	山口県	9,600	6,900	13,800
四国地区	徳島県	12,600	18,000	16,800
	香川県	9,600	16,100	12,800
	愛媛県	15,000	18,600	18,500
	高知県	14,300	18,800	17,700
九州地区	福岡県	19,000	12,000	21,900
	長崎県	21,800	16,300	25,700
	佐賀県	20,500	14,300	24,400

※1 県東部地区は、以下の各市町とします

松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町

※2 県西部地区は、以下の各市町とします。

浜田市、益田市、大田市、江津市、美郷町、川本町、邑南町、津和野町、吉賀町

※3 隠岐地区は、以下の各町村とします。

西ノ島町、海士町、知夫村、隠岐の島町

表に記載のない都道府県に所在する保育士養成施設の学生に対する助成額は、以下を上限として、別途算定します。

○県東部地区：21,800円

○県西部地区：20,400円

○隠岐地区：25,700円

なお、運賃の改定に伴い、助成金額が変更となる場合があります。